

土庄町奨学金返還 Uターン支援制度

～奨学金返還支援による
若者の地元定着を推進～

詳しくは、
教育総務課まで

1. 対象の奨学金

- 土庄町が貸付けた奨学金
※日本学生支援機構の奨学金は支援の対象外です。

2. 補助要件

- 町内に住所を有する方で、小豆郡内の事業所で就業していること
- 前年度に奨学金を返還している、または返還を完了してから1年以内であること

3. 補助回数

- 短大等(2年制):最大 **4**回
- 大学等(4年制):最大 **8**回

4. 申請期間

- 毎年4月1日から9月30日まで
※やむを得ず、期間に間に合わない場合はご相談ください。

5. 補助金額

- 前年度(4月1日～翌年3月末日まで)の返還額又は補助上限額のいずれか低い額

[補助上限額]

奨学金の合計額を、
貸与した年数の2倍の数で除した額

[計算例]

大学在学中(H30年度～R3年度)4年間で
144万円の奨学金貸付けを受けた場合…

$$144万円 \div 8 (\text{貸与年数の2倍}) = \mathbf{18万円}$$

[補助上限額]

6. 申請書類

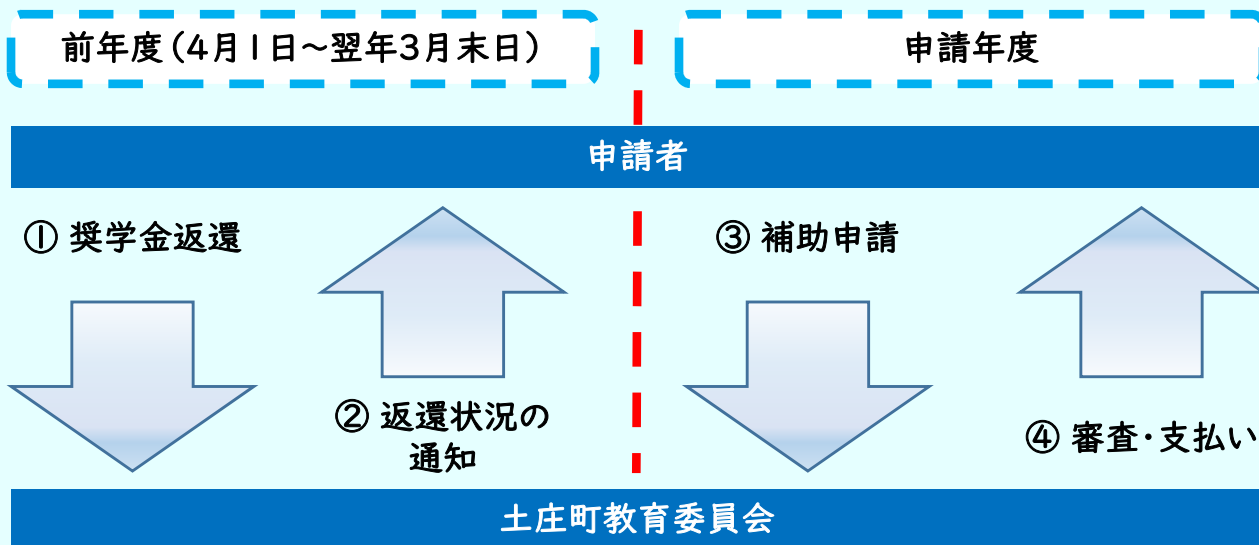
- 申請書及び誓約書
- 前年度の奨学金返還額が分かる書類の写し
※紛失した場合は教育総務課にご相談ください。
- 小豆郡内の事業所で就業していることを証する書類(就業証明書)

【申請・問い合わせ先】

土庄町教育委員会 教育総務課
〒761-4192
香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2
TEL 0879-62-7012



補助金交付までの流れ



- ① 奨学金の返還は、1年間の猶予期間後、貸付けた年数の2倍の範囲内で毎年返還していただきます。
- ② 奨学金の返還状況 (返還済金額・返還残額等) を記載した通知文を送付します。
- ③ 申請期間内 (4月1日から9月30日まで) に補助申請をしてください。
- ④ 審査決定後、補助金をお支払いします。



よくある質問 (Q & A)



Q1. 土庄町奨学金以外の奨学金も補助の対象になりますか？

土庄町から貸与を受けた奨学金 (看護学生等奨学金を除く) のみ補助の対象です。

Q2. 2回目以降の申請は、毎年度手続きが必要ですか？

毎年度、同様の申請手続きを9月末日までに行ってください。居住・就業要件を確認するための大切な手続きです。

Q3. 申請書等はどこで受け取ることができますか？

教育総務課 (庁舎3階) 窓口のほか、インターネットからダウンロードが可能です。就業証明書は、必ず就業先で記載してもらったものを提出してください。



【QRコード】

～詳しくは、土庄町ホームページか教育総務課にお問い合わせください～